

被災ローン減免制度

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

困りごと無料相談のご案内

- ◇ **無料「電話」相談** ※予約不要
日弁連統一ダイヤル(平日:午前11時～午後3時) ※令和2年10月30日まで
☎0120-254-994
熊本県弁護士会専用ダイヤル(平日:午後0時～午後2時)
☎096-312-3252 ※通話料はかかりません。
- ◇ **無料「面談」相談予約窓口**(平日:午前9時～午後5時)
☎096-325-0009
※県内各地の相談センターにご相談します。 ※予約をお願いいたします。
※人吉にも相談センターがあります。

Q1 被災ローン減免制度とはどのような制度ですか？

- 令和2年7月豪雨、平成28年熊本地震などの**自然災害の影響**で災害前から有していた**住宅ローン**、**自動車ローン**、**事業性ローン**等の債務の返済にお困りの方を対象に、
- 一定の要件を満たす場合に
- 債務の免除・減額**を申し出ることができる制度です。

Q2 通常の債務の整理と比べてどのようなメリットがあるのですか？

- 通常の債務整理・破産手続等と比べて、次のようなメリットがあります。
- 債務整理をしたことが、いわゆる**ブラックリストに載りません**。
 - 平時の破産手続よりも**多くの財産を手元に残せます**。【☞Q5へ】
 - 原則として、**保証人等への支払請求がされません**。
 - 専門家による手続支援を**無料**で受け付けることができます。【☞Q7へ】

Q3 事業者でも使える制度ですか？

- 事業者でも**個人であれば**利用できます(法人は使えません)。
- ただし、法人の保証人である代表者個人は、法人の債務を整理した後になければこのガイドラインの利用は出来ないのが原則です。

Q4 収入や資力によって、この制度を使えない場合がありますか？

収入や資力によって、使えない場合もあります。

＜使えない場合の目安＞

- 事業性ローンがない方で、年収が730万円以上の場合
 - 住宅ローン返済額+住居費が年収の40%未満の場合
 - 手元に残せる財産以外の財産額が、負債額より大きい場合
- ☞**ケースバイケースで使えることがあります**。弁護士にご相談ください。



Q5 手元に残せる財産の目安を教えてください。

現預金等

※火災保険金(家財分)の250万円超の部分も含まれます。
※自動車もこの枠内に含まれます。

自治体からの義援金配分

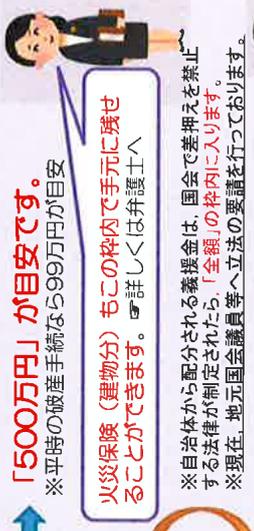


火災保険金(家財分)

※250万円まで

災害弔慰金・災害障害見舞金

- 生活再建支援金
- 基礎支援金、②加算支援金



「500万円」が目安です。

※平時の破産手続なら99万円が目安

火災保険(建物分)もこの枠内で手元に残せることができます。☞詳しくは弁護士へ

※自治体から配分される義援金は、国で差押えを禁止する法律が制定されたら、「全額」の枠内に入ります。
※現在、地元国益議員等へ立法の要請を行っております。

☞「全額」手元に残すことができます。

手元に残せない財産を債権者に弁済します。

☞それでも残る債務の免除を受けられます。



Q6 住宅ローンが残っていますが、担保に入れている家に住み続けることはできますか。

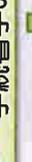
次の②を選択すると、家を残して住み続けることができます。

- 自宅を売却し、売却代金を住宅ローン債権者に優先弁済する方法
- 自宅の公正価額(不動産鑑定士が無料で調査します)を住宅ローン債権者に一括または分割弁済することを条件に、家を残す方法

Q7 手続はどのような流れで進むのですか？どれくらい期間かかるのですか？

スタート

手続着手の申出



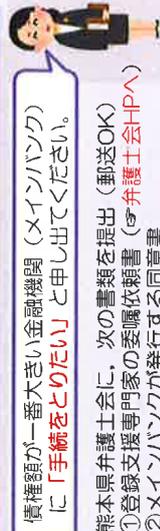
支援専門家の委嘱依頼



債務整理申出



特定調停



債権額が一番大きい金融機関(メインバンク)に「手続をとりたい」と申し出てください。

熊本県弁護士会に、次の書類を提出(郵送OK)

- 登録支援専門家の委嘱依頼書(☞弁護士会HPへ)
- メインバンクが発行する同意書

専門家(弁護士等)が支援して、全部の金融機関等に手続をとる申出をします。

金融機関等との協議も登録支援専門家が行います。

金融機関等と合意する内容を、簡易裁判所の特定調停手続で確認します。

6か月〜12か月程度が目安